



【動物用医薬品販売業廃止（休止・再開）届出手続きについて】

動物用医薬品販売業の許可を廃止，休止，又は再開する場合は，30日以内に都道府県に届け出なければなりません。

届出は店舗の所在地を管轄する家畜保健衛生所で行ってください。

受付時間：平日 午前8：30～11：30 午後1：00～4：30

必要書類

必 要 書 類	注 意 ！
<input type="checkbox"/> 動物用医薬品販売業廃止（休止，再開）届出書	<input type="checkbox"/> 法人の場合，名称及び代表者の氏名を記載
<input type="checkbox"/> 許可証（現在，使用している許可証）	<input type="checkbox"/> 廃止の場合は，提出してください

※ 不明な点がありましたら，管轄する家畜保健衛生所にお問い合わせください。

